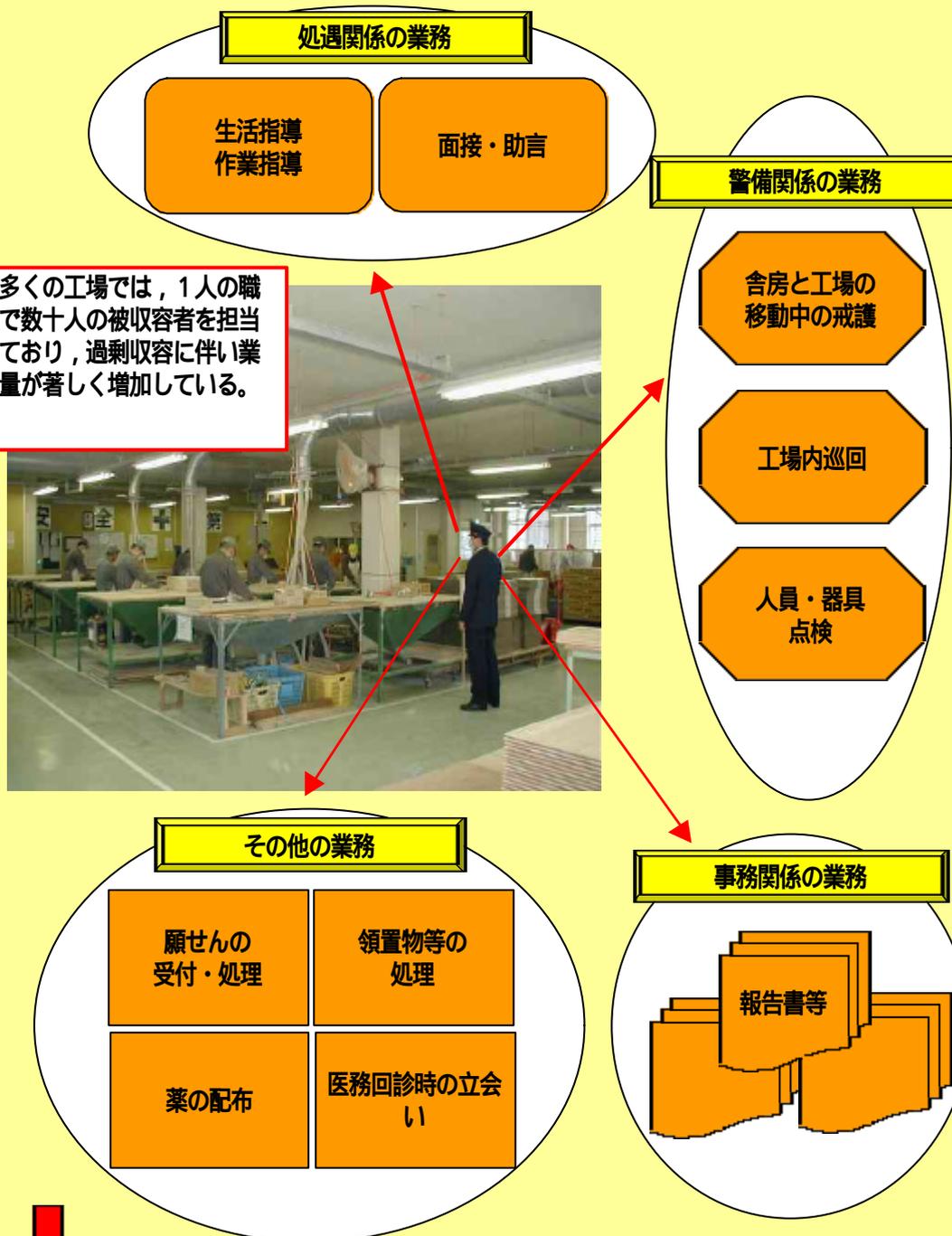
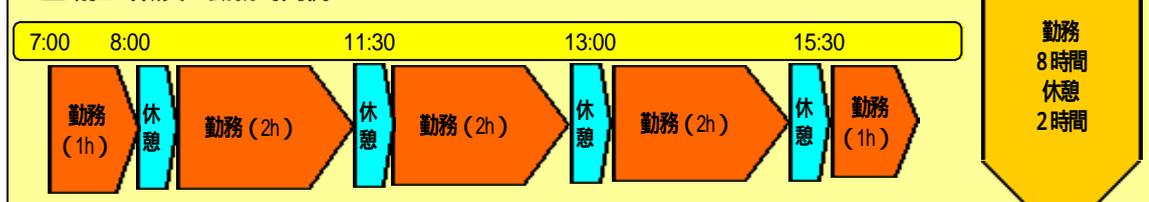


担当職員の業務

工場担当職員の仕事例



工場担当職員の勤務時間例



担当制（工場担当制）

我が国の行刑施設において採用されている，各工場を担当する職員が受持ち受刑者を適時個別指導しながら集団を管理する処遇方法のこと

【評価する見解】

担当制の有する心情把握機能や相談的機能を生かしていくことにより，血の通った処遇を行うことできるのではないか。

我が国の行刑施設において職員と受刑者の人間関係を基盤にした適切な指導，管理体制が確立されているのは，担当制の採用によるところが大きいのではないか。

参考資料例

「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」<抜粋>（矯正保護審議会）
「工場担当制論」（赤塚康）

【批判的な見解】

担当制においては，担当職員の裁量が非常に大きく，恣意的な運用が行われるおそれがあるのではないか。

被収容者の質的变化（組織犯罪者，薬物中毒者，高齢者，外国人の増加等）や過剰収容に伴い，担当制が有効に機能する前提である職員と被収容者集団との共同体意識が失われているのではないか。

参考資料例

「行刑運営の実情に関する中間報告」<抜粋>（行刑運営に関する調査検討委員会）
「塀の中の日本」<抜粋>（大芝靖郎）

担当行刑から組織行刑へ

担当制の問題点については，当局内部においても以前から認識し，その在り方について論議されてきたが，担当職員が受持ち受刑者を適時個別指導しながら集団を管理する処遇方法自体は基本的に維持しつつも，担当職員個人に過度の裁量・責任を負わせるのではなく，組織的に対応することにより，担当制の利点を生かしつつ，その問題点の除去に努めてきた。

工場担当制論

——その日本の処遇を吟味する——

赤塚 康

(名古屋矯正管区第二部長)

はじめに

外国人が我が国の刑務所を参観したときの印象の中でしばしば出てくる感想の一つに、「たった一人の刑務官が工場の大勢の受刑者の中で丸腰で勤務している姿に驚いた。」というものがある。我が国の刑務官の大胆さに感嘆している場合もあるであろうし、刑務所内の衆情の良さを誉めている場合もある。もつとも、参観する多くの人達はどちらかというと行刑の実務家よりは、学者や政府関係者が多いため、必ずしも外国の刑務所との比較で言っているとは言えないと考えるべきである。なぜなら、同じような感想は、もつとしばしば、日本人の部外者の参観の際に聞くものもあるからだ。

一 工場担当制

工場担当制は、おそらく我が国独特の刑務所運営方法である。少なくとも欧米の刑務所では、我が国のような、工場担当として任命された保安の看守又は看守部長が、朝七時半の工場出業時から夕方五時の舎房点検時までの長時間にわたって、僅かな休憩交代時間を除いて、受持ち受刑者と生活を共にし、作業の監督はもとより、受刑者間の人間関係の調整から家族への手紙の発信の相談に至るまでの日常生活の面倒をみるといったやり方はしていない。欧米の行刑施設の保安の看守は、勤務シフトに従って外堀の監視等の勤務と同じやり方で、工場を警備するだけであり、むしろビル等の警備員の姿を想像する方が実態に近い理解になる。したがって、我が国の刑務所では、工場担当と受持ち受刑者の間には家族的とも言える情緒的なつながりが醸し出される。工場の受刑者にとって、工場担当は、彼らがしばしば使う言葉にしたがえば、「おやじ」なのである。我が国刑務所の工場担当制は、その歴史や沿革はよく分らないが、日本人の国民性とその背景にあると思われる。おとよ、この欧米人と日本人の国民性の違いを浮き彫りにしてきたのが、企業経営の分野における明らかな双方の

それにしても、我が国の刑務所においては、欧米の刑務所ではしばしば見受けられる暴動、逃走等の保安上の不祥事故がほとんど見られず、その平穏な施設管理は、我が国刑務所の際だった特徴をなしている。言うまでもなく、この状況を支えているのは、一方では、広く定評のある我が国の刑務所の管理運営のきめの細かさであり、他方では、職員と受刑者の間にみられる信頼関係である。より具体的に名指すならば、前者は、十分に訓練され、効率よく機能することができる官僚制に裏付けられた我が国の刑務所の職員組織を、後者には、我が国の刑務所に独特の工場担当制を挙げることができよう。この両者がお互いにうまく機能し合って、日本の刑務所運営を支えていると考えることができよう。この小論では、特に後者の極めて日本的と言うべき工場担当制に焦点を合わせて論じてみたい。

速いである。我が国の経済力の急速な強化と国際的な経済摩擦が欧米諸国への我が国企業の工場進出を促した。その結果、様々な批判や賞賛を伴いながらも、欧米のビジネスライクな契約による雇用関係を基盤にした企業運営とははつきり異なる、我が国企業独特の、いわば従業員丸抱かえとも言うべき家族的な企業運営のやり方が改めて注目され始めたのである。

思い起こせば、昭和三、四〇年代の我が国経済の高度成長期には随分と米国の新しい経営学の教科書が紹介されていた。そこでは、責任の不明確なりん謙制や能率給と矛盾する終身雇用制といったものが、企業の現代的経営と逆行する前近代的遺物とこき降ろされたものである。しかし、皮肉なことには、欧米の企業を脅かすまでに強くなってしまった現在では、同じ体質のままの日本の企業運営が、長期的見通しに立った経営が可能であるとか、従業員の忠誠心を確保する土壌になっているなどの側面を評価し直されているのである。これらの優れているとされる企業運営の体質は、考えてみれば結果的な事後の説明なのであって、成功する以前から長所として子測され、自覚して強化されてきたわけではない。少なくとも、経営学の分野でははつきり言えることである。日本の経営学は、規範的性格をもつアメリカのモデルを普遍的モデルとして受け入れ、日本の現実に対する理論的関心は低かった^三のである。むしろ

ろ、物事を筋道だてて整理しない日本人の生活感覚の中で経営理論とは別途に育まれ、企業そのものを支えてきたと言える。

しばしば「QCサークル」と呼ばれている生産ラインにおける従業員のグループがある。QCサークルは、本来は製造工程における品質管理のための米国経営学の発想であり、製品のサンプルのでき栄へのバラツキから推計学を基にして全体の製品の適正な管理をするための科学的な手法であると記憶している。けれども、我が国の企業に定着したときは、極めて日本的な下部共同体の単位になってしまった。「班長」とか「組長」とか呼ばれるサークルの責任者は、単なる生産ラインでの品質管理の仕事のまとめ役としてだけでなく、それこそ町工場のおやじや例えは悪いが暴力団の組長と同じように、班員の日常生活の面倒までもみることが期待され、また逆に班員の私生活の細部にわたって干渉する権限についても一目を置かれる存在でもある。そして、驚くべきことに、換骨脱胎されたとも言うべきQCサークルの存在が、我が国企業の生み出す優秀な品質の製品を支えているのである。我が国刑務所の工場担当の役割もこのQCサークルの責任者のそれによく似ている。時には、外国人参観者からみると過剰干渉と批判されるほどにこまごまと受持ち受刑者の所内生活に関わるのも、この辺りから説明しないと分かりにくいものであろう。

明治維新以来の「追い付き、追い越せ。」の時代には、欧米の文化や制度を手当り次第どん欲に取り込むことも、我が国の成長には必要であったかも知れない。けれども、既に手本とするべきものを失ってしまった現在では、行刑の運営も含めて、さらに成長するためには、自らの創意と努力をもって模索しなければならぬ時代に至っているのである。最近盛んな「日本的」経営学と同じ意味での、「日本的」刑務所運営というものはあるのではないか。そこで、日本的経営学に関する論争を足場にしながら、我が国刑務所独自の制度としての工場担当制について、単に刑務所の管理の面だけではなく、受刑者の処遇にまで立ち入って、吟味してみたい。

二 日本的集団主義

我が国の企業の運営の本質には集団主義的な従業員の企業に対する関わりがあると、欧米のその個人主義的な関わりと比較してしばしば指摘される。単身赴任の企業命令がさしたる抵抗もなく受け容れられていること、勤務時間が終わっても同じ職場の同僚や上司と更に私的な付き合いをしていることなどは、個人生活を大切にしている欧米人には想像もできないことであらう。だから、欧米人の目からは、けれども、日本人は個人主義的か集団主義的かと問われれば、個人主義的でないと言うべきであらう。日本人は欧米人にみられるようなしたたかな自我を持ち合わせていない。しかし、集団主義的と呼ぶのも正しくない。この混乱は、個人主義を生活の基本原理にしている欧米人の発想に立脚した「個人」対「集団」の二元的対比を基に、つまり欧米から輸入された論理でもって、文化の違う日本人を分析しようとしたためであり、この分析枠組みそれ自体が欧米人の文化に拘束されたものであるからである。

だが、この説明は明らかに日本人を正しく言い表していない。仮に、日本人が全体主義的な支配原理のもとで社会生活をしているとするならば、受刑者らはその社会生活からの脱業者であり、その結果同じ原理で管理に成功するはずはないということだけではなく、我々でさえも、集団のために個人を犠牲にしているとは心底考えていないからである。単身赴任もマイホームと子供の教育の機会を手放したくないからという極めて利己的な生活事情に発しているものであり、それ以前に引き続き行刑組織に属しているそのことが、自らの生活や将来の昇進に有利だとの計算が働いているのである。また、そのことを公言しても別に日本人らしくないと非難されることもない。

三 問柄主義

日本語の表現方法を調べると、この問柄主義という言葉の回しがもつと明らかになる。子供に対しては「お父さんは」と主語が決まり、上司や先輩に対しては「私は」とか「自

分は」となる。言葉だけではなく、自分の態度や役割も決まってくる。他者を介しての自己同一性が確立されるのである。「私」や「自分」は見知らぬ第三者に対しても、例えば電話などで使うが、相手の身分や立場がハッキリしない間はある種のきこちな感じがつきまとうものである。「日本人とユダヤ人」のイザヤ・ベンタサンは、日本は二人称しかない社会であるという¹⁸。ところで、他者との人的運関において初めて自己存在が成立する間柄主義にあって、個人モデルにおける自我に相当するキーコンセプトは、他者と共有する生活空間の自己の分け前である「自分」である。それは対人交渉のたびごとに分有される生活空間の個別的な断片¹⁹の時間的積重ね、対人交渉過程の軌跡のようなものである。

以上のように、間柄主義から日本人の集団への帰属を理解すると、日本的集団主義がより分かりやすくなる。日本の企業経営に一貫してみられるのは、いわゆる「企業は人なり」の立場で、企業と従業員は欧米のように仕事を介して契約関係を結ぶと言うより、企業の中における家族的な人と人の結び付きである。日本人は、欧米人のように「自分はエンジニア」と自己紹介するよりは、むしろ「豊田に勤めています」という方を選ぶ。資格よりも場を優先させるのである。企業も専門職よりも総合職を育てようとする。それはむしろ、所属する企業のことなら隔々まで知っ

置屋の女主人を「おかあさん」と呼んだように、工場担当を「おかあさん」と呼ぶことは普通なく、単に「担当さん」と呼ぶようである。我が国では女性が家以外の集団に属することが少なかったため、職場集団での疑似家族制の中に自分を置く機会が少なかったことによるのであろうか。どの施設であっても、各所受刑者が記入してゆく出所時感想録の職員の取扱いの項には、たまに「職員の言葉遣い」「人間的でない扱い」に関しての苦情が述べられているが、圧倒的に多いのが、担当に「面倒をみてもらった」ことへの感謝の気持ちであることについて異論をはさむ実務家はいないであろう。「職員の言葉遣い」及び「人間的云々」は、担当以外の、例えば若い夜勤職員によるもの、あるいは何らかの事情で工場から出されてしまった受刑者による元々の担当への恨みつらみであることが多い。これらの感想は、「ウチ」と「ソト」を区別する日本人でなければ考えられない。工場担当と受刑者の間の密度の濃い人間関係を物語ると同時に、工場集団以外の人間に対しては、その工場集団に所属しない職員も受刑者も含めて、お互いに「ソト」の者として、同じ刑務所の中でも、意外に醒めた無関心や冷淡さがありうるのではないかと思われる。このことは、受刑者が熱中する工場対抗のソフトボールや運動会の際に如実に示される。受刑者らが「お互いの仲間意識」や「人間らしさ」を感じるのは、工場対抗試合の時

ている「会社専門職」と呼ぶべきかも知れない。日本の近代化は、実はこのような集団主義に基づいて達成された。²⁰「ジャパン・アズ・ナンバーワン」を著したウォーゲルによれば、日本の企業の終身雇用制や年功序列制は決して日本の企業に古来からある制度ではなく、大規模な近代工業の中で最も一般的な雇用形態となり、近代工業が発展するにつれて、多くの労働者が組み込まれていったものである。²¹

四 工場担当の役割

工場担当と受刑者の関係も、欧米の受刑者のように、あるいは制度の違前どおり、契約に代わる拘禁の法律関係によって発生したものは、工場担当にも受刑者にもお互いに受け止められていない。日本的に言えば、それは「縁あって結ばれた間柄」なのである。だから、職員と受刑者という異質の身分の者が、中根のいう「タテ社会」の構造の中で自然な形で結び付けられることができた。受刑者達から「おやじ」と呼ばれる工場担当は家長的存在として受刑者達の面倒をみるのが期待され、お互いに身分を超えた強い情緒的信頼関係ができあがる。受刑者も「おやじ」が恥をかきような反則は慎むし、仲間にもさせないよう圧力を掛ける。女子刑務所では、かつて花柳界の「花」達が

であるとよく言う。大企業に所属している社員のような自尊心を与えられていない受刑者にとって、「ウチ」と「ソト」を使い分けるささやかな、しかし、僅かな機会なのであろうから。また、工場担当にとっても「工場を盛り上げるため」の大事なチャンスとして、対抗試合が始まると工場を挙げて入れ込むことになる。

生活を共にする時間が長いことは、当然工場担当が受刑者に与える人間的感化の機会も多くなることは、実務上の経験的事実である。米国においても、処遇を担当する専門職員によるよりも、工場でより長時間接触する作業技官による人間的影響が多いとの調査結果もある。それよりも、日本人である受刑者にとっては、単に刑務所にいるということよりは、何らかの小集団に組み込まれていることが生きてゆくそのことのためにも絶対欠かすことができない条件なのであろう。工場担当制は、我が国の刑務所の特徴であると同時に、管理上も処遇上も無視することのできない制度の中の共同体の単位あるいは核なのである。

五 処遇理論における反省

欧米の個人モデルに対する個人モデルをもって、日本の経営の実態を説明しようとする理論付けも、また、我が国

の経営者に一般的に承認されたものではない。ところで、矯正の分野でもこうした考え方による処遇理論の吟味が可能なのではないか。例えば、我々が当然のこととして受け入れてきた欧米流の個人主義及び個人主義を基にして組み立てられた処遇理論についても、日本人受刑者にはそのままでは重くにはなじみにくい部分がある。つまり、極めて日本的ななりわいというか生活様式が我々及び受刑者の現実の行動を支配しているのではないかと思われるフシが随所に見られる。精神病理学者木村は離人症の治療の過程から日本人における人と人との関係の重要さを発見するに至っている¹⁴¹⁾。

ここで注意しなければならないのは、あまりに日本的特殊性を強調する余り、「日本の特殊性」対「欧米の普遍性」の構図を作り上げてしまふ傾向である。その結果日本的なものについてそれ自体の中での論理的整合性を失ってしまふ危険性がありうる。中根も、主としてインドにおけるフールドワークの結果から、個人主義は、社会の成熟度とか、近代化の度合といった条件的な差ではなく、極めて西洋的な文化からしか説明できないものであると言¹⁴²⁾。欧米の個人主義は決して人間に普遍的な原則なのではないと考へることが出来る。我々にとって必要なことは、人間に關してより多元的なもの考へ方であろう。

一つの問題の投げ掛けとして挙げてみるならば、欧米か

らの輸入療法であるカウンセリングその他のセラピーでは、自我を解放したり強化する形で行われる。分類調査もパーソナリティなど基本的には欧米から輸入された概念を頼りになされている。「社会適応性」という言葉も今ではすっかり刑務所における処遇用語となじんだものになっているが、「社会」という言葉そのものも *society* の翻訳語なのである。抽象的な「社会」への適応性なる方向付けが日本人受刑者にとって果たして現実的な意味を持ちうるのだろうか。実際の刑務所における処遇の内容は、企業のQCサークルに見られたごとく、何らかの日本的な味付けがなされているからこそそれなりの処遇効果を収めているものが多いのではないだろうか。

逆に、日本固有の療法に内観がある。吉本伊信が開発して、我が国の矯正施設に広められ、かつ、大きな成果を得た、我が国独自のセラピーの一つである。内観療法では、母や父その他過去に自分と重要な関わりがあった人に対する相互の関係を逐次追憶的に調べる方法で行われる。理論よりは実践に精力を傾ける吉本は、内観の理論付けを全く行っていないが、意外に日本人に等身大の療法の中味を備えていると考えられるもの一つである。

(十四) D. Glaser *The Effectiveness of a Prison and Parole System*;

The Habis-Merrill Company, 1964, pp. 141-149

(十五) 中根千枝 『タテ社会の力学』 講談社 昭和五三年

二二—三三頁

(十六) 木村敏 『自覚の精神病理』 紀ノ国屋書店 昭和五三年

年 一五二—一五八頁

(十七) 中根千枝 『タテ社会の力学』 二二—三三頁

(十八) 柳父によると、「社会」という言葉が初めて使われたのは明治七年で、古くから集団を表す「社」、「会社」、「社中」等と同じ意味であった。翌八年には森有礼が音楽会と同じく「社」の会を表す意味で使っている。当時 *society* の翻訳語としては「仲間」、「社」、「社中」、「交際」なども使われていたが、やがて「社会」だけが残ってしまった。柳父章「翻訳とはなにか」法政大学出版局 昭和六年 一五三—一六三頁

- 注
- (一) 我が国の刑務所組織の官僚制と工場担当制の關係については、赤塚肇「行刑施設の運営について」きのの細かな処遇に生き残るか、「犯罪と非行」昭和六年八月(Nos. 333—335)五二—六七頁に詳しく論じているので参照されたい。
- (二) 岩田龍子『日本の経営論争』 日本経済新聞社 昭和五九年 一六七頁
- (三) 浜口忠俊編『日本的集團主義』 有斐閣 昭和五七年 一四頁
- (四) (五) (六) (七) 浜口忠俊『日本らしさの再発見』 日本経済新聞社 昭和五二年 五一—六二頁
- (八) イサキ・ベクタサン 山本七平訳『日本教について』 文芸春秋社 昭和四七年 一〇八頁。ベクタサンは、人間の信頼關係—が日本人の論理そのものを規定している宗教的教義—であるという。
- (九) 中根千枝『タテ社会の人間關係』 講談社 昭和四二年 三三—三六頁
- (十) 西田耕三『日本社会と日本的経営』 文藝堂 昭和五七年 一八—頁
- (十一) 浜口忠俊『個人主義の社会日本』 東洋経済新聞社 昭和五七年 五〇—頁
- (十二) エズラ・ウエーゲル 広中和歌子訳『ジャパン・アズ・ナンバリーワン』 一六三—一六四頁
- (十三) 中根龍海書 七一—九一頁

(十四) *society* の翻訳がいかにも翻訳語らしい「社会」ではなく、我が國に昔からある集團を表す「社」、「会社」、「社中」あるいは「惣」、「隊」、「講」、少し意味は変わってくるが「世間」等といった語が当てはめられていたら、翻訳としては正しい意味が伝えられなかったかもしれないが、逆に、「社会」に対応する「個人」の意味もずっと日本的な解釈、あるいは味付けがなされていて、「社会復帰」の意味も受刑者にとってより身近な響きがたらされていったかもしれない。

平成15年3月31日

行刑運営の実情に関する中間報告

(名古屋刑務所事件の原因と行刑運営の問題点について)

－ 行刑運営に関する調査検討委員会 －

設においては、人権についての現代的感覚が啓発されず、現に勤務する施設で行われている処遇方法を絶対視する独善的傾向に陥る危険性が生じていると考えられる。

2 担当制による処遇の限界

第2の1に記述したとおり、これまで我が国の行刑施設が少ない職員で多数の被収容者を処遇し基本的にその機能を果たしてきたのは、「担当制」がうまく機能していたからであると考えられる。

このような「担当制」では、現場の各「担当」職員又は複数の「担当」職員を取りまとめている直属の上司である現場責任者は、担当下にある被収容者の集団について直接かつ全面的な責任を負い、他の職員には迷惑をかけないことが極めて重要なこととされてきた。このような処遇体制は、「担当」と被収容者の集団との間に家父長的ともいべき人的信頼関係に基づく共同体意識が成立する限り、効率的な処遇方法として機能すると考えられる。

しかしながら、他方、「担当制」では、それぞれの担当職員又は現場責任者は、担当する被収容者の集団の規律維持に全責任をもたされ、上司からもそれを期待されていることから、極端に規律を維持しようとする傾向を生むおそれを孕んでいる。また、「担当制」が有効に機能するためには、「担当」と被収容者の集団との間に共同体的意識が成立することが前提であるため、共同体の和を乱すような被収容者は、「担当」又は現場責任者から、集中的に過度の統制を受けることとなる危険性も孕んでいる。加えて、担当する被収容者の数が適正規模で、「担当」に余裕がある状況では、処遇困難な被収容者を親身に世話することによって、共同体の和を保つことが可能であるが、担当する被収容者の数が増加すると、親身に世話をすることができず、統制面だけが強調される結果となる。

名古屋刑務所の3事件は、過剰収容の時代において、従来型の担当制による処遇に限界があることを露呈したものと見えよう。

3 現場職員任せの体制

名古屋刑務所の3事件は、上記のとおり、いずれも、現場責任者が、実質的に自己の判断に基づき過度の統制を行うことを決定し、これを実現する過程の中で敢行されている。また、現場責任者の指示により、下位の階級にある職員は、犯行に加担しあるいは犯行を制止せずに放置していたことが認められる。

このようなことが行われた原因は、現場責任者が被収容者の規律の維持について全責任を負う体制にあったこと、その裏返しとして、幹部職員としては、現場の状況に通暁した現場責任者を頼らざるを得ないこととなるため、現場の出来事が現場

堀の中の日本

——行刑の体制と風土——

大芝靖郎

時勢の変化は早い。文物思潮の移り変りは、まことに寸持もとどまらぬように見える。だが、たまにふと足をとめてふり返ってみると、表面の流動の慌だしさにもかかわらず、実は、底の方は殆んど何も変わっていないのに驚かされることがある。また、変らなくともよいものも変わってしまっていて、当然変わっているべき筈のものが、案外根強く生き残っていることもある。第二次大戦後、わが国民生活の全般に亘る大きな変動は尙知のところだが、それで、国民のものの考え方に基本的な転換があったかとなると多分に疑わしいし、かえって、日本人は結局日本人だというようなあたりまえの論議が、妙に強調されたりする昨今である。

こうした気持で、自分が20年近く関係してきた行刑という仕事をふり返ってみると、一体いくらかでも、根本的な変化ないし事態の改善にあたってきたのか、何か一つでも解決のあてが見ついたのかという深刻な疑問を感じざるを得ない。たしかに、戦後、行刑も顕著な変革と進展を辿ってきた。受刑者に対する認識も処遇も、いろいろな角度から検討改善されてきたし、施設の整備、運営の合理化についても逐年大きな努力が払われている。しかもいい具合に、近年収容者数が激減してきて、行刑施設における矯正活動の推進にかなりゆとりを生じてきた。少なくとも、過剰収容による矯正外的方策に悩まされることが殆んどなくなった。つまり、一般の世の中と同じように(もっとも、それよりやや遅れて)、行刑も、戦後の多難な混乱期を脱けて、ようやく安定と成長の時期に入ったとみるができるようである。だが、それなら、行刑固有の諸問題が解決されて、新しい体質への転換がすでに遂げられたのか、あるいは、その転換に伴って今日の行刑の進展が行なわれてきた

のかという点になると、果してどうだろうか。吾々自身、いろいろ考え工夫し努力してきたつもりが、実はもっはら表面的な変化を追ってきただけで、基底には殆んどなんの変革も生じていないのではなからうか。実際、釈放者の再犯率は特段減少していないし、行刑施設に起る各種の事故も依然として昔ながらの繰返しという感が強い。行刑に対する社会一般の見方にも、まづまったく変化はみられないようである。

人間、その渦中に在るときは、なかなか自分のやっていることが判らない。少し身を離してみると、いくらか冷静に眺めることができるものである。息つく暇もない行刑の現場を離れた今、やがて再び帰ってゆくべき行刑施設を顧みると、なんとも複雑な割り切れぬ感慨にとらわれる。その迷いや鬱懷を整理するつもりで、以下に若干のことを述べてみたいと思う。もとより、まとまった理論的なものではない。おそらく、前後撞着を避けられないし、独断の誇りも免れないであろう。あるいは、今さらなにをと憫笑を買うことになるかもしれない。しかし、それはそれとして、ともかく行刑のあり方に関する一実務家の偽らぬ感懐、反省ないし自戒の言と受けとって頂けるならば幸いである。



刑務所のことがニュースになるのは、大体、何か不祥事のあった場合ときまっている。最も一般的な事故は収容者の逃走と自殺であるが、これがどうにも絶滅できなくて、その郁度、当事者は身のすくむような思いで、社会の非難を甘受しているのである。たしかに、拘禁の維持と施設秩序の安定は、行刑に対する社会の最底限の要求だから、いかなる理由があろうと、その期待に反することは許さるべきではない。従って、こうした事故を防止するために、刑務官の払っている努力や心労は実際なみだいていものではないのである。

こんな話がある。ある刑務所で、晝夜独居房に入れられている収容者が、退屈をまぎらすべく、窓の外に寄って来る雀や鳩に自分の残飯を撒いてやっ

ていたところか、直ちに禁止された。施設側の理由はこうである。餌を撒くのを認めていると、次第に寄ってくる小鳥が増えてくる。窓の外で、自由に飛んだり遊んだりしている鳥を見ているうちに、当該収容者は自分の不自由な囚われの立場を、いよいよ強く感ずるようになる。そのあげく、何とかして自分も自由になりたいと、真剣に逃走を考え、計画するようになるだろう。つまり、それは逃走事故を生ずるおそれがあると、これは、まあ一種の笑い話で、実際にはそこまで念の入ったことをやっているわけではないが、とにかくそのくらい先の先まで考慮しなければ、保安は維持できないものだという教訓みたいになっているのである。

およそ、本来自由なるべき人間を、権力で拘禁すること自体が至難の業である。自由に対する熾烈な欲求は、正に不可能を可能にする。これを防止するには、およそ考え得られるあらゆる事態を想定した上で、万全の対策をたてねばならぬであろう。それゆえ、刑務所における保安・警備というものは、極言すれば、超人的な能力と意志を持つ者によって初めて実行され得るような、あるいは100年か50年に1回ぐらいしか起り得ないような事態を予想して組立てられる。収容者の徹細な所作、目にとまらぬ程の心情の動揺をも見逃さぬ鋭い刑密な視察が要求され、設備や器具の点検、収容者間又は外部者との意志の交流、収容者の健康状態、身上関係の変動、心理的变化の過程等、万般に亘り、不断の緊張下に予防の措置が講ぜられる。そこでは、常に“若しも、万一”という念慮が、業務処理の基準になるといえるのである。

仕事の性質上当然とはいうものの、しかし、こういう緊張した防禦の姿勢は、どうしても大きな弊害を生まざるを得ない。行刑の基本的任務が受刑者の改善・矯正にあるとは充分心得ていても、そのような、いわば茫漠とした高きに在る“理念”よりも、とにかく眼前に在る危険の除去、防止が当面の急務になる。矯正という効果測定の不能あるいは極めて困難な目標追求より、重大事故に対する指弾を回避する努力が、積極的な矯正活動の推進、その冒険的実験より、消極的な現状の維持安定への希求が支配的潮流になる。極端に言えば、行刑施設における日常の業務活動が、ただもっぱら事故防止

の観点からのみ行なわれ、そしてそれだけで疲れ切ってしまうと、後は何も残らないということにもなりかねないのである。

刑務官の日常使う言葉に“異状ありません”というのがある。勤務箇所を巡回してきた上司に対して、“〇〇工場何名、異状ありません”と報告する。勤務を交代して休憩のため本部に戻ってきたときも、必ず“異状ありません”から始まる。ときには、“異状ありません。ただ誰某と何某が喧嘩をしまして……”と妙な報告になることもある。これも笑い話だが、休暇で街の映画館に入った刑務官が、幕合に便所に行き出てこようとしたとき、入口でばったり役所の上司と鉢合せした。とたんに彼は、“異状ありません”と直立不動の姿勢で叫んだそうである。これは、この言葉が刑務官の日常挨拶化していることを物語るものでもあるが、同時にまた、それだけ、現状の安定を求め、変化と混乱を忌避する志向が、刑務官を支配していることを示すものであろう。とにかく、このくらい、事故防止に関する刑務官の神経は鋭敏だといつてよい。そして、それにもかかわらず、事故はやはり跡を絶たないのである。一体なぜだろうかと考えざるを得ない。

一般的に言い切ってしまうと、職員の一人一人が皆職責を自覚して、完全適正な職務執行をしている限り、まず事故は起らない筈だということになる。そして前述したように、およそ通常予想し得るあらゆる事態想定の上に職務の具体的な体系が組立てられており、この性質上、それらは比較的平易な、かつ、おおむね単純労作に類した形で原理化されている。これらを、行刑で“戒護の原則”と呼ぶが、例えば、視線内戒護、報告の励行、確実な引継ぎ伝達、人員掌握などといった極めて基礎的なものから、各種の勤務内容に応じて、それぞれ必要な技術、知識、態度等の基本的な事項の体系が、一応黙然するところなくできているといえる。従って、余程特殊のまったく予測を絶した事態でない限り、戒護原則を確守していれば、事故は防止できるのであるし、事実、大部分の事故が、かかる基本原則の失念ないし軽視に基づくことも疑いないのである。

だが、実はそこに一つの問題があるのではないか。いかに周到に編成され

た執務体系であろうと、それがあくまでも予防的なものである以上、その本来の機能・目的を果すことは、めったにあるものではない。というより、所期の効能を発揮するのを避けるために、その体系があるのである。そこに、一般の災害予防と同じく、積極的な目的活動の推進ではない消極的な防禦の困難さがあるのだが、特に、行刑におけるそれは、常にもっはら仮定に基づいて構成されているだけに、現実には、必ずしも強い緊迫性を持ち得ない。つまり、原則を完全に確守しなければ、直ちに事故を招来するという程の危機的状況がいつも存在するわけではないのである。勿論、危険性は常に伏在してはいるが、多少の原則無視があっても、事故がそう容易に起るものではない。視線内から収容者の姿を一時外したところで、そのすきに収容者が逃げるなどということは、実際にはめったにない筈である。だから、日常の執務は、結局同じことのくり返しになる。戒護原則の存在理由は明確であるし、形としては平易であるけれども、それだけに、そのわかりきったことの忠実な反覆は苦痛になる。従って、余程の意欲と問題意識を持ち、新鮮な創意をこらす者でない限り、原則の遵守は困難ではないか。要するに、かような消極的予防のための定型的行動の反覆は、いわば一種の非人間化、執務職員の機械化を要求するといえるのであって、そこに実は、不断の心労を重ねながら、しかもなお完全な成果を挙げ得ない要因があるのではないかと思うのである。



ところで、以上のような機械化した予防行動だけでは、収容者という人間の統制を完全に行ない得ないのは勿論である。また、一方常に、受刑者の教化指導という任務も忘れるわけにはいかない。すなわち、収容者に対する警戒・監視と同時に、その人間性の理解、尊重、さらに彼らの自己改善努力への期待といった、まったく相反する仕事及要求される。もとより、行刑の機能として、かように相矛盾するものが併存することは、業務の性質上当然であろうし、人間としての収容者にも、相反し合う多様な可能性を認め得るこ

とはいうまでもない。だから、問題は、こういう相互に排斥し合うような目標追求を同時に可能ならしめる業務処理体制を要する、ということになるわけだが、実はそこに、今日行刑のかかえる大きな悩みがあると考えられるのである。

行刑施設も官署の一つだから、当然業務処理のための機構・組織を持っている。一応、担任職務の分類備別によって部課に分れ、縦割のピラミッド型に権限の上部集中を形成している。だが、他の官署と基本的に異なるのは、行刑施設における各部課の仕事は、最終的には収容者に対して実施される、つまり、行刑施設の運営は、本来収容者集団を前提として、彼らにのみ作用を及ぼすためのものだということである。縦って、行刑に要求される各種の機能が、収容者に対して最も能率的効果的に果される機構および体制でなければならぬわけだが、実際には、対収容者業務の実施は、最終的には事実上一人の職員に集中する形になっている。これを“担当制”と呼ぶが、各課で分掌される業務の殆んどが、実際に実施される場合には、保安課という一課に集中され、さらにそれが個々の収容者に実現される場合、保安課の担当と呼ばれる個々の職員を通じてのみ行なわれるのである。収容者は、それぞれ施設内の工場その他の作業場で作業に従事するが、彼らの生活は原則としてこの作業場単位に営まれる。作業の遂行ばかりでなく、レクリエーション活動や娯楽、食事、入浴、物品の給与消費に至るまでそうである。そして、この各作業場ごとに、その収容者集団の統率指導にあたる全面的責任者として一人ないし二、三人の担当が任命される（複数の担当がおかれる場合でも、その関係は主任者と補佐であり、その間に職務の分化がなされるわけではないから、実質的には単独責任と異ならない）。だから、必然的に、かかる担当の遂行すべき職務内容は、極めて広汎かつ複雑多岐に亘らざるを得ない。すなわち、彼は、まず一定数の集団たる収容者を直接指揮掌握して、違法若しくは反規律的行動をとらしめぬよう監視統制を行なう全面的責任を負う。つまり、前述した保安の任務を第一次に要求される。次に、担任する作業場の作業を能率的に遂行すべく、計画の具体的実施にあたる。すなわち、作業工

程の編成、原材料の搬出入および配分、安全管理、技術上の指導、作業に関する帳簿や伝票など事務の処理等、いわば当該工場の作業実行について殆んど一切の仕事が委ねられる。さらには、収容者個々の性格や身上関係の変動を把握し、健康状態に注意し、収容者からの相談に対して適切な助言指導を行ない、収容者各自の作業の動意、行状の良否その他いわゆる行刑成績の評価にあたり、あるいはまた、収容者に対する日用品の給与、収容者からの各種の願出の処理を行なわなければならない。要するに、行刑施設における対収容者業務の殆んどは、収容者の日常生活の第一次的管理者たる担当によって、又は担当の手を通じて行なわれ、他の各課係や保安課の多くの職員は、担当に対し、監督、指揮ないし協力の関係に立つか、事務的企画立案又は事務的処理にあたるにすぎない。収容者の施設内行動の規制、これに対する指導教化は、挙げて担当個人に委ねられるといってもよいのである（勿論、作業場単位を超えた形での教化活動や、個々の収容者に対する担当以外の職員殊に専門的な知識能力を有する職員による特別の働き掛けも活発に行なわれるが、この場合でも、かかる活動への参加および参加意志の表明は、担当の承認若しくは了解を前提とし、担当の処理手続を経て実施されるから、第一次的に、担当が関与することには変りはない）。

こういう担当制は、わが国近代行刑の成立以来、施設運営の基本体制として伝統的に維持されてきたものだが、虚心に考えると、そこには当然種々の問題があるといわねばならぬであろう。第一の疑問は、以上のような広汎多岐の業務を十全に処理すること自体が、そもそも一個人の能力を超えるものではないかということであるが、さらに、それが量的にしかるのみでなく、質的にも相矛盾するものを同時に要求されるという点において、問題は一層重大である。すなわち前述したように、担当には、収容者の合規範的行動を確保するためこれを監視統制する任務と、他方、収容者個々の特性に応じて、その向上意欲を引き出し、将来の社会復帰について何程かでも有効な影響を与えるという教化指導の役割が同時に課されている。しかるに、この前者の任務を完全に達成するための基本的な執務態度は、もっぱら、収容者のすべ

での行動を疑い、拘禁下にある人間のとり得べきあらゆる反秩序的行動を予想し、これを防止すべく周密な注意を寸時も怠らぬということであり、緩むれば、本来、人間の行動に対する不信と猜疑から出発することを要するに反して、後者の役割を果たすためには、多かれ少なかれ、人間の合規範的行動意志および自己変革能力への信頼ないし期待に立脚することを必須の条件とする。両者はまさに相反する異質の態度および能力を要求するとみるべきであるが、これを実際には一個人に同時に期待するということは、むしろ不可能を強いるものではないかと思われるのである。

ところが、この不可能と思われることが、現実にはともかく行なわれている。少なくとも、深刻な疑問の対象とされることなく、明治以来今日まで続いてきている。そして、そこにまた、担当制の第二の問題があるとみられるのである。けだし、担当職員は、相当数の受刑者集団を直接に管理する第一次的責任者の立場にあるから、よしんば上司の指導や施設全体としての支援体制があるにもせよ、常に責任の重圧と一種の孤立感を抱くであろうことは容易に察せられる。しかも、相手は人間、それも多かれ少なかれ何らかの危険な性向を持つ犯罪者集団であり、さらに前述のような相反する役割を同時に要求されるとなると、おのずから、日常の業務処理は、唯原則に逆った業格一律の態度では押しきれぬことになる。余りに合理的で、猜疑的な統制の態度を表面に現わすことは、収容者の反撥を賈うだけで殆んど実効がない。むしろ、収容者の行動のそれぞれが、全体としての管理の円滑に持つ比重を考慮し、ときに保安の原則を若干逸脱しても、彼らの軽微な規律違反などは、これを正式にとり上げて処理することなく、担当自身の判断で処置してしまう。つまり、担当個人のはらという、一種の人格的抱擁力で、集団を統御するという傾向を避けられぬことになる。もっとも、このこと自体は集団管理の技術として直ちに批判されるべきものではないであろう。だが問題は、かような管理態度から生れてくる、職員と収容者との間の一種の相互期待関係、必ずしも合理的といえない相互の了解、共感、協力ないし共助といった関係である。しかも、一方、担当制は、収容者の生活管理や成績評価について、

担当の方が優先する、換言すれば、多数当事者による各種の観点からの観察、判断および評価の集約でなく、主として担当個人の判断、評価を基礎とするものである。他の職員の判断、評価がまったく影響しないわけではないが、結局は、常時指導統制にあたっている担当の発言力が最も大きいといわねばならぬから、収容者の側からすると、自己の現在および将来における利害は、ほぼ全面的に担当の手に握られていることになる。だから、担当が、できる限り、収容者の協力を得て任務の円滑な遂行を所期しようとするのと同様に、あるいはそれ以上に、収容者もまた担当の評価を得て自己の立場の有利をはかろうと欲するのは、当然の傾向といわねばならない。収容者が担当に呼びかけるとき、“担当先生”と正式に呼ぶほか、ときに“おやじさん”と、いわば親愛の呼称を用い、収容者同志の間で“うちのおやじ”と一般に言い交していることは、この間の消息を物語るといえるであろう。要するに、担当は文字どおり“おやじ”、家長として、すなわち、当該工場に所属する全員の愛護者として、成員の保護扶育にあたる、収容者の言葉でいうと、“面倒をみる”ことによって、全員の敬愛を集めるべき存在たることが期待されているわけである。だから、そこでは、擬制的な協同体の意識に基づき、もっぱら心情的な交流、共感を主軸として、いわば日本的な了解が成立する。日本的な恩徳と義理、すっきり面倒をみてやる代りに、担当への忠誠、協力を期待するという、相互的な奉仕共助の関係として運用されるとみられるのであって、それは到底、合理的な管理計画と人間行動に関する科学的な予測に基づく技術ではない。そしてまた、だからこそ、担当という一個人に、前述の相反する役割がなんとなく統合されるともいえるのである。

実は、この点に、担当制が明治以来続いてきた最大の理由があるのであろう。けだし、かような心情的共感によって、人間関係の円滑な維持処理をはかるということは、ひとり行刑に限らず、日本社会一般に見られる共通のパターンである。その限り、それは、日本人としての職員と、同じく日本人としての受刑者との間の円滑な関係を保持するのに、甚だ当を得たものだといえないではない。今日、わが行刑が、まことに貧弱な物的警備の条件下に、

しかも各刑務官が身に寸鉄を帯びずして、なおともかく、全般的には恒常的な平穏を維持し得ている理由は、おそらくここにあるといえるかもしれない。それは、収容者に対する非情冷徹な警備と、これが教化指導の温情とを、非合理的ながら、とにかく調和せしめているとみられるからである。

しかし、さらに一步を進めて考えると、かような体制でなんとか現状を維持し得ているところに、わが行刑の根本的な危険ないし脆弱さが潜んでいるのではなからうか。流動的な心情的交流の上に、担当による相当広汎な裁量が行なわれるということは、反面、そのコントロールが困難だということを示す。監督者による指導規制は勿論行なわれるけれども、基本的には、各作業場集団の特性に応じ、担当自身の傾向と能力によって、第一次的にことが処理されるのであるから、場合により、担当の主観的感情的管理に陥り、施設全体の管理体制から大きく逸脱するおそれがないといえない。また、是は是、非は非といった峻厳な合理性でなく、結局人間の感情が処遇の底流になるから、担当と収容者の間に、人間的に共感し得ないものが存在する場合には、その処遇に不統一不公平が生ずる危険もある。さらに、各担当相互の間にも、当然人格特性の相違を免れないから、各作業場ごとに、収容者の取扱いの格差をもたらすことも予想されぬではない。同様の努力、同様の成績に対しては同様の評価がなされ、同様の反規律行為に対しては、同様の不利益が科されるのでなければ、収容者全員に努力を要求することは困難であるが、現状は必ずしもこれを保障するとはいい難いものがある。勿論、かかる弊害を防止するために、施設全体を通じて意志の疎通、方策の統一をはかるべく種々試みられているし、担当各自の自制、善意は疑うべくもない。現状は、少なくとも安定しているが、だが、それでも体制そのものとしての危ふさは否定できないのではないか。

しかも、何度も述べるように、担当に相矛盾する二つの役割が統合されるということは、一面そこに合理的な基準がないことを意味するともいえる。つまり、この警戒と指導という二つの態度は、状況のいかんにより、容易に相互の比重を変えることにならざるを得まい。そして、保安的要請がやはり

店調をなす限り、収容者に対する教化指導もおのずから消極的防禦的なものにとどまるのではないか。つまり、収容者の“面倒をみる”ということは、ここでは結局、積極的な心情理解、助言、人格発展への強い指導鞭撻よりも（あるいは、そのつもりでやっているにしても）、むしろ、望みしからの事態発生を防止するため有効だとする基本的発想から生れてくるのではないか。少なくとも、現状維持のための服従協力を得ることに、当面の目標がおかれるのではないかと思われる。だから、それは積極的に収容者のあらゆる可能性、本人自身にも判然としないニード、能力を引き出す、そして彼らの主体的目標行動を促進することにより、人格、態度の変容を所期するという本来の矯正処遇ではなく、おそらく、後見的な保護の枠内に、施設内集団への帰属意識を高め、施設秩序の遵守者を育成するだけに終るとみななければならぬまい。要するに、近時開発されつつある諸々の矯正処遇技術も、担当制を通ずることによって、収容者の自律的な人格発展ではなく、その要保護的依存性および施設適応の助長に解消されてしまう。矯正活動の推進を、基底において阻止することになるのではないかと惧れるのである。



ところで、次に、行刑施設の体制に関するもう一つの問題は、対収容者業務が担当に集中するばかりでなく、上部において、施設の収容者に対する権限が殆んどすべて刑務所長に帰属するということである。もっとも、施設の管理責任者に権限の集中することは、行政組織上当然のことではあるが、わが国のそれがすこぶる徹底的なものであるところに、問題がまず生じてくるのである。行刑運営の根拠となる法規定は、いうまでもなく、監獄法と呼ばれる相当古い法律だが、これを仔細に検討してみると、収容者の自由拘束および拘束の解除や、業務運営の殆んどすべては所長（法律上は典獄）の専権に帰し、法律上、他の職員はその補助機関、諮問機関ないし執行機関たるにとどまるとみるほかはない。おそらく同法制定当時の事情から、国の意思をみずから決定表示する権限を持つとするいわゆる行政官庁理論の影響を受け

たものと思われるが（しかし、典獄ないし監獄が正確な意味で、この行政官庁とはいえないが）、ともかく、今日一般の行政組織における行政機関の長としての権限とは趣を異にし、監獄即典獄の建前がとられているとみられるのである。従って、法令上、監獄内諸機関に権限の分配は行なわれず、各職員は、それぞれ自己の権限として職務を執行するのではなく、権限の源泉は所長にあることになる（もっとも、最近における同法施行規則の改正で、同規則上、一部の権限分与ないし委任が認められたとみることができるが、法律上の建前が変わったとまではいえない）。そして、監獄という、本来人間の自由を拘束し、収容者に対する強い命令強制を行なうべき営造物において、かく一人に権力が集中することは、それが法的規制下にあるとはいっても、おのずから、運営の全体に極度の支配的性格を付与することにならざるを得ないと思われるのである。

しかも、さらに重要な問題は、この監獄法の規定内容ないし規定の仕方である。同法を眺めてみれば直ちに明らかなように、そこには、収容者の権利を認めた規定が、情願に関する一箇条を除き、全く存在しない。あるものは、唯監獄の権限と収容者の義務に関する規定ばかりである。つまり、それは監獄ないし園のために、法律をもって、収容者の権利自由を制限し得る根拠を定めたにすぎないものであって、収容者のために、法律で、なんらかの権利自由を保障しようとするものではないのである。勿論、一定の国家目的を直接実現しようとする行政法の領域にあっては、一般に、国の優越的意思の発動たる命令強制規範として定立されることが通例であり、従って、とりわけ強い命令拘束を予定せざるを得ない行刑法規の場合、かかる性格が一層顕著に現れることも当然予想される場所であるが、しかし、人間の生活および行動の全部面に亘る拘束強制が、かように一方的に国の意思に委ねられるということには、市民的自由主義ないし法治國思想下における自由刑執行として、多分に疑問を禁じ得ないものがある。けだし、近代法治國においては、刑罰であっても、個人の権利自由を奪うには、必ず法律の定めによらねばならぬとするのが大原則であるが、それは、ひとり刑の適用の場合のみでなく、